

弁護士報酬説明書(民事事件用)

令和 年 月 日

** 様**

※この説明書は、「委任契約書(民事・家事)」と一体となる重要な書類です。ご不明な点は契約前に必ずご確認ください。なお、本説明書の記載事項と委任契約書の内容が矛盾する場合は、委任契約書に定める規定が優先されるものとします。

1. 概要

(1) 報酬の種類

- **着手金**
訴訟事件・調停事件・示談交渉事件等、結果に成功・不成功がある事件等を受任した場合、委任事務処理の着手に際してお支払いいただく費用です。通常、審級ごと(例:一審・控訴審・上告審)の新たな段階に入る際に発生します。
 - **報酬金(成功報酬)**
事件等が終了したとき(判決・和解・調停・示談成立など)に、**成功の程度**や**委任事務処理の履行状況**に応じてお支払いいただく費用です。
 - **実費・日当**
印紙・切手・交通費・宿泊費・書類取得費用等の実費、出張や遠方対応にかかる日当などをいいます。随時または事件終了時に清算します。
 - **手数料**
原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等の対価です。この形態の契約の場合、報酬・日当は発生しません(実費は別途発生する場合あり)。
-

2. 着手金について

1. 着手金の性質

- 着手金は、委任事務処理を開始するにあたっての対価です。審級ごとに発生し、途中解任や弁護士側が正当な理由で契約を解除する場合、原則として返還はありません。
- 当事務所では、**「着手金＝着手時の活動(訴状・答弁書等の提出など)に対する対価」**との位置づけをとっておりますので、該当活動完了後は返金の対象といたしません。

2. 途中解任の場合の取扱い

- 委任契約書第6条(中途解約の場合の弁護士報酬の処理)や本説明書の「中途解約に伴う報酬の扱い」に従い、着手金の返還有無や割合を決定します。
- ただし、依頼者の違法・不正行為(委任契約書第4条第2項各号等)により弁護士が解除するときや、甲に重大な落ち度がある場合(委任契約書第7条違反など)は、着手金は一切返還いたしませんのでご注意ください。

3. 他事務所との比較

- 過去の旧弁護士会報酬基準の考え方を採用する事務所では、委任事務が終了するまで一定割合を返金する可能性があります。当事務所は上記のとおり「着手時の活動完了後は返還対象外」との考え方を明確にしております。

3. 報酬金(成功報酬)について

1. 成功報酬とは

- 事件等が終了した際の「勝訴判決」「和解成立」「調停成立」「示談成立」「相手方による訴えの取下げ」などにより、一定の成果が得られた場合に、その成果の程度(経済的利益・非財産的利益など)に応じてお支払いいただくものです。
- また、途中解任の場合でも、弁護士が既に一定の成果を得るための活動を相当程度行ったと評価されるときは、その「履行の程度」に応じた報酬金を請求する場合があります(後述「中途解約の場合の取り扱い」参照)。

2. 非財産的利益の報酬

- 離婚成立など、金銭換算が難しい利益については、事前の契約書で定めた金額を報酬として請求します。

- 利益の「発生時期」は判決や和解の成立時点とし、**判決確定を待たずとも報酬発生と取り扱う場合があります**。詳細は委任契約書及び本書に記載のとおりです。
3. **経済的利益の報酬**
- **判決・和解・調停等で示された金額や権利内容を基準に報酬金を算定**します。実際に回収できなかった場合でも、原則として判決等により認められた金額を基準に成功報酬が発生します。
 - 不動産明渡訴訟・地位確認訴訟などでも、判決時点・和解成立時点で経済的利益が発生したと評価し、そこで成功報酬が発生します。
 - 被告として請求を受ける側の場合は、**相手の請求額から切り下げられた差額を経済的利益と**します。
4. **経済的利益の算定方式**
- 通常、判決等で示された金額または各種の評価方法により算定します(委任契約書・本書の「10. 経済的利益の算定」参照)。
 - 相手方の提示額があったとしても、当事務所が受任後により高額な賠償・支払いなどを得た場合は、**その全額を基準と**します。
5. **複数審級にわたる場合**
- 最終審まで当事務所が引き続き受任した場合、**最終審の結果に基づき報酬金を計算**します。
 - 途中で受任を解約される場合(または別の弁護士に切り替える場合)は、**途中解約時点の判決・和解等で示された金額を基礎に成功報酬を算定**し、依頼者様にお支払いいただくことがあります。
6. **実際に回収できなかった場合**
- 一般的に、**判決獲得や和解成立等で紛争が一応解決したとみなし**、弁護士が強制執行や相手方の支払能力まで保証するわけではないため、現実回収ができなくても報酬金が発生します(委任契約書・本書に特約がある場合を除く)。
-

4. 実費・日当について

1. 実費

- 収入印紙、郵便切手、謄写料、交通通信費、宿泊料、書籍代、戸籍・住民票・弁護士会照会回答取得費等を指します。
- 原則として事件受任時に概算額をお預かりするか、随時のご請求に応じてお支払いいただきます。

- 取得した戸籍・住民票・弁護士会照会回答等については、**委任契約書第10条第6項**にあるとおり、「乙が業務上の必要性から取得するものであり、依頼者(甲)にその写しの交付や内容説明はしない」旨を既にご了解いただいておりますのでご注意ください。

2. 日当

- 弁護士が遠方に出張する場合などにお支払いいただく費用です。
- 当事務所報酬基準に従い、Google マップ等で算出した公共交通機関移動時間+現地滞在時間の合計1時間あたり1万円(最大10万円、消費税別)とします。
- 事前に依頼者と協議のうえ出張するのが原則ですが、**緊急の場合は事後連絡**で日当が発生します。

5. 手数料制事件について

- 原則として、1回程度の手続で終了する事件等に適用する報酬形態です。
- この場合は着手金・報酬金ではなく**手数料**をお支払いいただきます。
- ただし、実費が別途発生しうる点をご承知おきください。

6. 中途解約に伴う報酬の取扱い

1. 基本ルール

- 途中解約や辞任があった場合、委任契約書第6条等の規定に基づき、**弁護士が処理した範囲**を基準に着手金・報酬金の返還や支払いを清算します。
- 当事務所では、**着手金は原則返還せず、報酬金については「委任事務の履行度合いに応じた割合」**で請求する場合があります(後掲の事例表参照)。

2. 違法・不正行為への対応

- 委任契約書第4条第2項、あるいは第7条(暴力団排除条項)等に該当する「依頼者(甲)の違法・不正行為・重大な信義違反」が原因で乙(弁護士)が契約を解除する場合、**着手金は一切返還せず、かつ事件を成功とみなしての報酬を請求**できることがあります。

- 具体的には、示談成立直前に依頼者が勝手に和解をまとめて弁護士を解任したり、弁護士の助言に反し重大な不正行為を行って事件を継続不能にしたような場合が典型例です。

3. 具体的返還率・発生報酬の基準

- 当事務所が示談交渉事件・訴訟事件などを途中解任された場合の、着手金の返還率や報酬の発生有無については、下記のとおりとします。

(示談交渉事件の例)

- 受任通知送付前：着手金の80%を返還、報酬金なし
- 受任通知送付後：着手金返還なし、報酬金なし
- 交渉開始(相手方返答)後：着手金返還なし、報酬金が発生する場合あり
- ただし、解任時点が示談成立直前とみなされるときは、**本来得られたはずの報酬金(100%)**を請求することがあります。

(訴訟事件の例)

- 訴状・申立書等準備中：着手金の50%を返還、報酬金なし
- 訴状等提出済：着手金返還なし、報酬金なし
- 第一回期日後：着手金返還なし、一定の報酬金が発生
- 証人尋問終了後や和解成立期日直前に解任：実質的に事件処理の専門業務がほぼ完了しているため、請求額100%の報酬を請求する場合があります。
- その他、被告事件・控訴審等の場合にも同様の考え方を準用します。

4. 弁護士の故意または過失による損害の場合

- 依頼者が弁護士の重大な過失により損害を被った場合は、一般の契約と同様に弁護士に賠償責任が生じます。ただし、弁護士に重大な落ち度がないのに依頼者都合で解任されたり、違法・不正行為により事件続行不能となった場合は、着手金返還義務を負わず、事件を成功とみなして報酬を請求できる旨、委任契約書及び本書の定めによりご了解いただきます。

5. 弁護士作成の書面(未提出分)の扱い

- 中途解約があった場合でも、弁護士が作成した未提出文書の著作権は弁護士側に帰属します。依頼者が解約後に勝手に使用することはお断りします。

7. 相殺・預り金口座

- 相殺規定
 - 当事務所では、契約書にも記載のとおり、相手方からの支払金等を当事務所の預り口座で受領する場合があります、その際に発生した報酬や実費等を**直接相殺**して残金を依頼者に送金する場合があります。
 - 振込先口座
 - **報酬金**をお振込みいただく場合：
福岡銀行 赤坂門支店(普通)1966782
「弁護士 鐘ヶ江啓司」(ベンゴシ カネガエ ケイジ)
 - **預り金**をお振込みいただく場合：
福岡銀行 赤坂門支店(普通)1966812
「預り口 弁護士 鐘ヶ江啓司」(アズカリグチ ベンゴシ カネガエ ケイジ)
-

8. まとめ・確認

- 本書に記載する**着手金・報酬金・実費・日当等の算定方法や例示は、委任契約書と併せて適用される**ものです。
 - 不明な点や疑問点がある場合は、委任契約締結前・着手金支払い前にご遠慮なく弁護士へお問い合わせください。
 - 当事務所は、**違法・不正行為への協力依頼は一切お受けいたしません**。依頼内容が法令・弁護士倫理に反すると判断した場合には、速やかに契約解除・辞任をすることがあります。
 - その際、**依頼者の責任が認められる解除事由**であれば、着手金返還請求はできず、さらに**事件を成功とみなして報酬全額を申し受ける可能性**があります(委任契約書第4条、第7条等参照)。
-

(以下、サイン欄)

上記説明を受け、納得・了承しました。

令和 年 月 日

依頼者 氏名

印